

売店に関する施工条件について

1 対象エリア 別紙 1

売店

2 対象エリアの受渡状態

売店：新庁舎 1 階東側、スケルトン（内装工事未施工）渡し

3 使用可能設備及び施工区分 別紙 2

(1)電気設備

- ・ 単相 100V,200V 及び三相 200V の電源あり
- ・ 売店エリア内に分電盤（開閉器盤）を県側にて設置
- ・ 分電盤（開閉器盤）以降は売店側にて設置
- ・ スケルトン状態で非常用照明は県側にて設置
間仕切り等設置により、非常用照明の増設が必要な場合は売店側にて設置（内装施工時には売店側で設置）
- ・ 電力量計は売店側にて設置（法定年数以内に交換の必要あり）

(2)通信設備

- ・ 県庁内内線電話 2 回線を県側にて設置
- ・ 直通電話及びネットワーク等通信設備は売店側にて整備

(3)空調設備

- ・ すべて売店側にて設置
- ・ 室外機置場及び冷媒配管用天井内ルートは県側にて準備
- ・ 室外機は西側 2 階設備バルコニーへ設置
- ・ 冷媒配管口径は、「19.1mm×9.5mm」を想定
- ・ 空調用のドレン排水管（ ϕ 40mm）あり
- ・ 空調用加湿については売店側で飲用水から分岐すること

(4)換気設備

- ・ すべて売店側にて設置
- ・ 給気ダクト（300×400）と厨房用ダクト（350×350）をエリア南側に、排気ダクト（500×250）をエリア西側に準備
- ・ 揚げ物等の調理をする場合は厨房用ダクトに接続すること
- ・ 厨房用ダクトは施工が困難な部分は県側にて施工（費用負担は要検討）
- ・ 厨房用ファンや脱臭装置は売店側にて設置（免震棟 2F 東側機械室内）

(5)消防設備

- ・スケルトン状態で自動火災報知設備については県側にて設置（内装施工時は売店側で設置）
- ・間仕切り等設置により、増設が必要な場合は売店側にて設置

(6)排煙設備

- ・排煙口を県側にて設置
- ・間仕切り等設置により、増設が必要な場合は売店側にて設置

(7)給排水設備及びガス設備

- ・すべて売店側にて設置
- ・エリア南側ピット内に給水管(30A)及び排水管(100A)を準備
- ・エリア東側に給排水用床スリーブ及び冷蔵・冷凍庫用スリーブを準備

4 注意事項

[建築]

- ・建築基準法上の各室の扱いは別紙3 防災図のとおり。売店工事による関係法令への適合については、売店側で確認すること。

[電気設備]

- ・分電盤には非常用電源回路及び通常電源回路の両方を準備予定であるが通常電源回路については、状況により給電を停止する可能性がある。
- ・停電による損害は、県は補償しない。

[空調設備]

- ・空調室外機については、容量を考慮し場所を確保しているが、他のテナントとの共同スペースへの設置となるため、事前に協議の上設置となる。
- ・空調室外機については、騒音に十分配慮し設置すること。
- ・天井には、ダンパ等用の点検口を1カ所以上設置すること。
- ・柱頭免震のため、エアコン等の設置位置については制限がかかる。
*エアコンのリモコンはコードレス等の対応の検討が必要
- ・厨房用ダクトを使用する場合は、周囲へのにおいに十分配慮し、脱臭装置等を設置すること。

[衛生設備]

- ・排水については関係諸官庁に確認し、グリーストラップ等の必要な設備を設置すること。

5 維持管理

- ・消防設備等の点検の際は室内に立ち入ることがある。